(仮称) 滋賀県の契約に関する取組方針骨子案について

1 取組方針の位置づけ

(仮称)滋賀県の契約に関する取組方針は、滋賀県が締結する契約に関する条例が制定された場合、条例第6条第1項に基づき、基本理念にのっとった県の契約の推進を図るため、既に実施している取組や今後実施を検討する取組の方針について、滋賀県契約審議会の意見を聴いて体系化し取りまとめるもの。

県では、取組方針の内容を、契約の性質または目的に応じ、県の契約の締結または履行に際して適切に反映させることとする。

また、社会経済状況の変化に応じ、条例の基本理念の実現に向けて必要がある場合は、審議会の意見を聴いたうえで取組方針を見直すこととする。

2 取組方針策定手順

- ○各部局の次長で構成する「滋賀県契約の在り方検討委員会」において検討。
- ○適宜、議会に報告するとともに、条例制定後に設置する滋賀県契約審議会の 意見を聴いたうえで県民政策コメントを実施し策定

3 骨子案

別紙のとおり

4 今後のスケジュール

9月14日 県政経営会議協議(骨子案)

9月30日 懇話会(骨子案)

10月1日 常任委員会報告(骨子案)

10月中旬 庁内検討委員会(原案)

10月下旬 審議会(諮問・原案)

11月上旬 庁内検討委員会(答申案)

審議会(答申案)

11月中旬 常任委員会報告(答申案)

審議会(答申)

11月下旬 県政経営会議協議(パブリックコメント案)

12月中旬 常任委員会報告(パブリックコメント案)

~1月中旬 パブリックコメント実施

2月上旬 庁内検討委員会(パブコメ結果、案)

2月中旬 県政経営会議報告(パブコメ結果、案)

3月上旬 常任委員会報告(パブコメ結果、案)

3月末 取組方針策定